

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

| | |
|------|-----------------|
| 学校名 | 徳島県鳴門病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 地方独立行政法人徳島県鳴門病院 |

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 課程名 | 学科名 | 夜間・通信制の場合 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数 単位数(授業時間) | 省令で定める基準単位数又は授業時数 基準単位数 | 配 置 困 難 |
|--------|------|-----------|--|----------------------------|------------------|
| 医療専門課程 | 看護学科 | | 19 . 99 (552) | 9 | / |

(備考) 1学年1クラス制であり、全学年が新カリキュラムを実施する。

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

| |
|-------------------------------|
| 刊行物「学生便覧」による公表 入手方法は希望者に配布 |
|-------------------------------|

3. 要件を満たすことが困難である学科

| |
|------------------|
| 学科名 (困難である理由) |
|------------------|

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映する組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

| | |
|------|-----------------|
| 学校名 | 徳島県鳴門病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 地方独立行政法人徳島県鳴門病院 |

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

| | |
|----|---|
| 名称 | 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院 理事会 |
| 役割 | 下記の事項を理事会にて議決する 予算の作成及び決算に関する事項、 重要な規程の制定又は改廃に関する事項等 なお、必要に応じ教育課程、学生の進路指導、学校評価に関する事項 |

2. 外部人材である構成員の一覧表

| 前職又は現職 | 任期 | 備考（学校と関連する経歴等） |
|-------------|------------------------|----------------|
| 大学教授及び同学園参事 | 2023.4.1～ 2025.3.31 | |
| 弁護士 | 2023.4.1～ 2025.3.31 | |
| (備考) | | |

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

| | |
|------|-----------------|
| 学校名 | 徳島県鳴門病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 地方独立行政法人徳島県鳴門病院 |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

| |
|--|
| 1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準 その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画の作成・公表に係る取組の概要) |
|--|

授業科目、教育の内容及び単位数並びに成績の評価及び卒業については「徳島県鳴門病院附属看護専門学校学則」に基づき定め、また、授業の方法及び評価、成績評価の方法や基準その他の事項は「徳島県鳴門病院附属看護専門学校管理運営規程」に必要な事項を定めるとともに、進級及び卒業に必要な内容として全学生および保護者に公表している。これらは「学生便覧」冊子に記載しており、毎年見直しと確認をおこない、年度初めに全学生に配布し、周知を図っている。

さらに履修の支援として作成している「学習の手引き」には、教育理念、教育目的、アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、学年別学習目標、各科目の構成と考え方、教育内容及び単位数、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ、教育課程進度表、授業計画(シラバス)、履修・単位修得までの流れ、学習支援、学習環境を記載し、全学生に配布し、公表している。教育内容についてはホームページ「学校案内」として公表している。

進級、卒業の認定については、学則にもとづく厳格かつ適正な成績管理をおこない教務会議、学校運営委員会を経て校長がこれを決定する。成績管理については学籍簿に記録し、校内の鍵つき保管庫に永久保存している。

| | |
|-----------|--|
| 授業計画の公表方法 | 「学生便覧」「学習の手引き」 →刊行物による公表 入手方法は希望者に配布 「学校案内」→インターネットに公表 https://naruto-hsp.jp/school/ |
| | 2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 |

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

「徳島県鳴門病院附属看護専門学校学則」や「徳島県鳴門病院附属看護専門学校管理運営規程」等により、試験やレポート、卒業論文等を用いて、適切に学習成果を評価している。実習評価においては、実習施設の指導者2名と学校教員2名の計4名で「実習要綱」に基づき、適切に評価している。

学習成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、履修を認定するとともに、年度末には学校評価において、単位認定の審査をすることとしている。

学生の学習意欲については、学年担当、副担当、教務部長による定期・臨時面談を行い、継続的に学習意欲の把握を行っている。また、メンタルヘルス面については、公認心理師のスクールカウンセラーによる定期・臨時面談を実施することとしている。面談内容は個人情報を守秘した状態で、教員間で情報共有するほか、面談シートを作成するなど、継続した学習支援につなげている。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価については、「徳島県鳴門病院附属看護専門学校学則」や「徳島県鳴門病院附属看護専門学校管理運営規程」に評価方法を定め、客観的な4段階の基準を設定し、「学生便覧」や「学習の手引き」にも記載し、公表している。成績の分布状況については、毎月2回開催の教務会議で教員が把握し、年間5回開催の学校運営委員会で校長等も含めた全教員が適切に把握している。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

GPAの指標は設けていないが、客観的な評価の基準の指標を設定し、学生と保護者に公表している。
「学生便覧」「学習の手引き」「実習要綱」
→刊行物による公表
入手方法は希望者に配布

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

「徳島県鳴門病院附属看護専門学校学則第22条」及び「徳島県鳴門病院附属看護専門学校管理運営規程第20条」に規定されている評価の基準により、客観的に卒業の認定に関する方針を定め、「学生便覧」「学習の手引」に記載し、公表している。卒業の認定は毎年1月開催の学校運営委員会で校長・校長補佐も含めた全教員が適切に判定している。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

「学生便覧」「学習の手引き」
→刊行物による公表
入手方法は希望者に配布

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

| | |
|------|-----------------|
| 学校名 | 徳島県鳴門病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 地方独立行政法人徳島県鳴門病院 |

1. 財務諸表等

| 財務諸表等 | 公表方法 |
|--------------|---|
| 貸借対照表 | https://naruto-hsp.jp/corporation/about/achievement/ |
| 収支計算書又は損益計算書 | https://naruto-hsp.jp/corporation/about/achievement/ |
| 財産目録 | https://naruto-hsp.jp/corporation/about/achievement/ |
| 事業報告書 | https://naruto-hsp.jp/corporation/about/achievement/ |
| 監事による監査報告（書） | 今年度は鳴門病院に所定の手続き後、閲覧可能 |

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

| 分野 | | 課程名 | 学科名 | | 専門士 | 高度専門士 |
|--------|------|-----------------------|-------------|----------|-----------|-------|
| 医療分野 | | 医療専門課程 | 看護学科 | | ○ | |
| 修業年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 | 開設している授業の種類 | | | |
| | | | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 |
| 3年 | 昼 | 3065／107 単位時間／単位 | 2135 時間 | 30 時間 | 900 時間 | 時間 |
| | | | | | 3065 単位時間 | |
| 生徒総定員数 | 生徒実員 | うち留学生数 | 専任教員数 | 兼任教員数 | 総教員数 | |
| 120人 | 105人 | 0人 | 11人 | 82人 | 93人 | |

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

別添 「学習の手引き」、「実習要綱」

成績評価の基準・方法

（概要）

「徳島県鳴門病院附属看護専門学校学則」や「徳島県鳴門病院附属看護専門学校管理運営規程」に評価方法を定め、客観的な4段階の基準を設定し、「学生便覧」や「学習の手引き」に記載し、公表している。

「徳島県鳴門病院附属看護専門学校管理運営規程」（学習評価）

第19条 学習評価は、学科成績・実習成績及び出席状況等を総合して行う。

2 授業科目毎に100点満点で評価し、60点以上を合格とする。

3 評価の基準は次のとおりとする。

| 判定 | 合 格 | | | 不 合 格 |
|------|-------------|-------------------|-------------------|-------|
| | 優 | 良 | 可 | 不 可 |
| 評価得点 | 100～80 点 | 80点未 満～70 点 | 70点未 満～60 点 | 60点未満 |

- 4 授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。
- 5 校長は、学年末に単位認定の状況を各学生に通知する。
- 6 実習成績については、次のとおりとする。
- (1) 臨地実習は3分の2以上の出席と、臨地実習要項に定める実習成績の評価基準を満たさなければならない。
 - (2) 臨地実習における成績の判定は、1評価を1科目とみなす。
 - (3) 実習成績が評価基準を満たさなかった者で、その理由がやむを得ないものについては、再実習を認める場合もある。
 - (4) 臨地実習中において、実習を続けさせることが不適と判断した場合は、実習を中断し、欠席として取扱い、その状況が改善されるまで当該実習の履修を認めない。
 - (5) 再実習を受けようとする者は、再実習開始までに補習願(様式第8号)を提出しなければならない。

卒業・進級の認定基準

(概要)

進級、卒業の認定は、学則にもとづく厳格かつ適正な認定基準による成績管理をおこない教務会議、学校運営委員会を経て校長がこれを決定する。

学修支援等

(概要)

教員による個人面談、保護者を含む面談

卒業者数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)

| 卒業者数 | 進学者数 | 就職者数 (自営業を含む。) | その他 |
|---------------|-------------|-------------------|-------------|
| 32人 (100%) | 2人 (6%) | 30人 (94%) | 0人 (0%) |

(主な就職、業界等)

看護職、医療関係

(就職指導内容)

教員による個人面談

徳島県鳴門病院による就職説明会

校内での就職説明会、求人情報の開示

(主な学修成果(資格・検定等))

看護師国家試験受験資格

大学3年次編入 保健師・助産師・養護教員学校養成所進学資格

(備考)(任意記載事項)

| 中途退学の現状 | | |
|--|----------------|-----|
| 年度当初在学者数 | 年度の途中における退学者の数 | 中退率 |
| 105 | 1人 | 1% |
| (中途退学の主な理由) 成績不良、進路変更 | | |
| (中退防止・中退者支援のための取組) 教員による個人面談、保護者を含む面談 スクールカウンセラー（公認心理師）による面談 | | |

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

| 学科名 | 入学金 | 授業料 (年間) | 施設設備整備費 | (…以下、必要 に応じ追加) | 合計 |
|--------------|-----------|-------------|----------|-------------------|-----------|
| 看護学科 | 150,000 円 | 360,000 円 | 30,000 円 | 55,000 円 | 595,000 円 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 修学支援（任意記載事項） | | | | | |
| | | | | | |

b) 学校評価

| 自己評価結果の公表方法 | | |
|---|------------------------|----------|
| (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://naruto-hsp.jp/school/ 「教務の手引き」→刊行物による公表 入手方法は希望者に配布 | | |
| 学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） | | |
| 本校の学校評価は「徳島県鳴門病院附属看護専門学校学則第34条」に基づく「徳島県鳴門病院附属看護専門学校自己点検・自己評価委員会規程」により規定し、専任教員・事務が評価を毎年3月に実施している。評価項目は一般社団法人日本看護学校協会自己点検評価表を活用している。令和2年度からは、看護実践者を育成する教育理念のもと、教育活動その他の学校運営について、地域社会のニーズを踏まえた教育目的・目標やその達成状況、達成に向けて実施する取り組み等の適切さについて第3者による学校関係者評価を行い、評価や意見を得ることで学校として組織的・継続的な改善を図っている。また、その結果を公表することで学生、保護者、地域住民に適切な説明責任を果たしている。 | | |
| 学校関係者評価の委員 | | |
| 所属 | 任期 | 種別 |
| 公益財団法人徳島県看護協会 会長 | 2024.4.1～ 2026.3.31 | 関連業界等関係者 |

| | | |
|---|----------------------------|---------------|
| 独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとの医療センター 附属 善通寺看護学校 教育主事 | 2024. 4. 1～ 2026. 3. 31 | 卒業生 |
| 医療法人敬愛会 南海病院付属准看護学院 元副学院長 | 2024. 4. 1～ 2026. 3. 31 | 教育に関し知見を有する者 |
| 地方独立行政法人徳島県鳴門病院 産婦人科 主任部長 | 2024. 4. 1～ 2026. 3. 31 | 学校長が特に必要と認める者 |

| |
|---|
| 学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 刊行物「教務の手引き」による公表 入手方法は希望者に配布 評価をインターネットで公表 |
| 第三者による学校評価（任意記載事項） |

c) 当該学校に係る情報

| |
|--|
| (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://naruto-hsp.jp/school |
|--|

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

| | |
|------------------|-----------------|
| 学校コード（13桁） | H136320200019 |
| 学校名（○○大学 等） | 徳島県鳴門病院附属看護専門学校 |
| 設置者名（学校法人○○学園 等） | 地方独立行政法人徳島県鳴門病院 |

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

| | | 前半期 | 後半期 | 年間 |
|--------------------|------|-----|-----|-----|
| 支援対象者（家計急変による者を除く） | | 18人 | 18人 | 19人 |
| 内訳 | 第Ⅰ区分 | 6人 | 10人 | |
| | 第Ⅱ区分 | 7人 | 6人 | |
| | 第Ⅲ区分 | 5人 | 2人 | |
| | 第Ⅳ区分 | 0人 | 0人 | |
| 家計急変による支援対象者（年間） | | | | 0人 |
| 合計（年間） | | | | 19人 |
| (備考) | | | | |

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|----|----|
| 年間 | 0人 |
|----|----|

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。） | | |
|---|---------|---|-----|-----|
| | | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修業年限で卒業又は修了できなことが確定 | | 0人 | 人 | 人 |
| 修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下) | | 0人 | 人 | 人 |
| 出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況 | | 0人 | 人 | 人 |
| 「警告」の区分に連続して該当 | | 0人 | 人 | 人 |
| 計 | | 0人 | 人 | 人 |
| (備考) | | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

| | | | | |
|---------|----|---|---|-----|
| 右以外の大学等 | | 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。） | | |
| 年間 | 0人 | 前半期 | 人 | 後半期 |

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---------|----|
| 退学 | 0人 |
| 3月以上の停学 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| (備考) | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

| | |
|---------|----|
| 3月未満の停学 | 0人 |
| 訓告 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| (備考) | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。） | | |
|---|---------|---|-----|-----|
| | | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下) | | 0人 | 人 | 人 |
| G P A等が下位4分の1 | | 0人 | 人 | 人 |
| 出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況 | | 0人 | 人 | 人 |
| 計 | | 0人 | 人 | 人 |
| (備考) | | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。